

2023年度「脆弱性対応時の製品開発者における実態に関する調査事業」 に関する入札のご案内

一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター
(入札管理責任者 総務部長 村上憲二)

次のとおり一般競争入札に付します。

1. 入札に付する事項

- (1) 名称：2023年度「脆弱性対応時の製品開発者における実態に関する調査事業」
- (2) 内容等：別紙1のとおり
(2023年度「脆弱性対応時の製品開発者における実態に関する調査事業」仕様書)
- (3) 履行期限：別紙1のとおり
(2023年度「脆弱性対応時の製品開発者における実態に関する調査事業」仕様書)
- (4) 入札方法等：

本件は、JPCERT コーディネーションセンター（以下「JPCERT/CC」という。）が経済産業省より委託されている令和5年度サイバーセキュリティ経済基盤構築事業（サイバー攻撃等国際連携対応調整事業）で実施されるプロジェクトの一つとして実施し、総合評価落札方式で行う。

したがって、入札の際には提案書を提出し、技術審査を受けなければならない。落札決定に当たっては、税抜き金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、入札書には税抜きの金額を記載すること。

2. 入札要件

- (1) 予算決算および会計令（以下「予決算」という。）第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人または被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、参加することを認める。
- (2) 予決算第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 経済産業省から補助金交付等停止措置または指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (4) 経営の状況、信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (5) 入札案件に対して原則、再委託を行わないこと。ただし、やむを得ない場合はあらかじめJPCERT/CCに申し出ること。
- (6) 入札説明会に参加し、入札説明書の交付を受けた者であること。

3. 入札者の提出書類

(1) 提案書の提出

入札参加希望者は、JPCERT/CC が配布する仕様書にもとづいて提案書を作成し、受領期限内に提出しなければならない。また、落札者の決定日前日までの間において JPCERT/CC から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、採用し得ると判断した提案書を添付した入札書のみを落札決定の対象とする。

(2) 支出計画書等の提出

入札参加希望者は、以下の書類を提出すること

1. 支出計画書（本入札の指定様式）
2. 人件費の単価表（公表単価を使う場合は、JPCERT/CC に通知すること）なお、単価表には作成責任者が押印すること

4. 契約事項を示す場所等

(1) 入札説明会の日時および場所

日時：2023 年 7 月 19 日（水）14 時 00 分～15 時 00 分（1 時間程度を予定）

場所：東京都中央区日本橋本町 4-4-2 東山ビルディング 8 階

JPCERT コーディネーションセンター

TEL：03-6271-8901

FAX：03-6271-8908

※説明会参加希望者は 7 月 18 日（火）17 時までに ew-info@jpcert.or.jp に必要事項（法人名、部署名、参加者氏名、連絡先）を記載のうえ、メールにて参加希望の事前申し込みをすること

(2) 提案書等の受領期限および受領場所

期限：2023 年 8 月 3 日（木）17 時 00 分（必着）

場所：「4.契約事項を示す場所等」(1) に同じ

方法：持参、郵便（簡易書留による）

(3) 入札者決定の通知日

2023 年 8 月 17 日（木）

(4) 入札日

日時：2023 年 8 月 18 日（金）10 時 00 分～（落札者が決定するまで）

場所：JPCERT コーディネーションセンター

5. その他

(1) 入札保証金および契約保証金

全額免除

(2) 入札書の変更および取消し

入札者は、提出した入札書等の変更および取消しをすることができない。

(3) 入札の無効

本公告の 2.入札要件に示す入札参加資格のない者による入札および各項に定めた諸条件について、

その条件に違反した場合は入札を無効とする。

(4) 契約書の作成

落札者が JPCERT/CC と契約を締結する際には、契約書の作成を必要とする。

(5) 支払条件

検収合格後、JPCERT/CCが実施する確定検査（支出計画書とおりに経費が適正に支出されたかの確認）後に契約額が確定する。なお、契約額の上限は落札額とする。

(6) 落札者の決定方法

予決令第 79 条の規定に参考に作成された予定価格の制限の範囲内で、入札管理責任者が入札説明書で指定する要求事項のうち、必須とした項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札者の中から、入札管理責任者が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、またはその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とすることがある。

6. 問い合わせ先（メールでの問い合わせを原則とする）

(1) 入札説明書等に関する問い合わせ

JPCERT/CC

早期警戒グループ 阿部（あべ）／ 木村（きむら）

Email : ew-info@jpcert.or.jp

(2) 入札行為に関する問い合わせ先

JPCERT/CC

総務部 小島（こじま）／ 神山（かみやま）

Email : soumu@jpcert.or.jp

※緊急を要する場合に限り、電話による問い合わせは可能

9時00分～18時00分（12時00分～13時00分は除く）月～金曜日（祝・休日を除く）

TEL : 03-6271-8901 （※留守番電話対応中のため、録音いただけましたら折り返します。）

2023年度「脆弱性対応時の製品開発者における実態に関する調査事業」仕様書

1. 件名

2023年度 脆弱性対応時の製品開発者における実態に関する調査事業（仕様書）

2. 目的

2000年頃より、脆弱性を悪用した不正アクセス行為やコンピューターウイルスの増加により、企業活動の停止や情報資産の滅失、個人情報の漏えいといった、重大な被害が生じている。そこで、脆弱性関連情報の適切な流通により、上記被害の発生を抑制するため、経済産業省の告示を踏まえたガイドライン「情報セキュリティ早期警戒パートナーシップガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）が取りまとめられた。

今日では、さまざまな分野に横断して各ベンダーの製品／サービスが普及・浸透しているため、脆弱性情報を公開する際、確認すべき影響範囲の拡大や調整が必要な関係者の増加、といった要因で脆弱性情報の取り扱いがますます困難になっており、その対応に苦慮しているベンダーの存在が想定される。2022年度、JPCERT/CCではこのような現状を把握すべく、脆弱性対応時における関連組織の対応実態と、各組織が抱える課題の把握を目的としたアンケート調査を実施し、一定の成果を得ることができた。本年度は調査対象を製品開発者（主にPSIRT）に絞り、2022年度のアンケート調査結果を踏まえたヒアリング調査を実施し、書面でのアンケート調査結果では捉えきれなかった製品開発者の声を引き出す。また、日本国内の製品開発者が脆弱性対応を実施する際に活用することができる、調査結果を踏まえたベストプラクティスを作成する。

3. 事業の内容および実施方法

本調査事業の概要を以下に記載する。

なお、事業内容の詳細についてはJPCERT/CCと協議しつつ、実施するものとする。

(1) 脆弱性対応時における関連組織の実態・課題の整理

製品開発者へのヒアリング調査に先立ち、2022年度のアンケート調査を含む過去の検討事項やJPCERT/CCの運用実態を整理し、脆弱性対応プロセスの改善につながる適切なヒアリング項目を作成するため、課題の整理とその原因となる仮説の設定を実施すること

(ア) 過去の検討事項、JPCERT/CCの運用実態について

- 2022年度アンケート調査結果を含めた検討に必要な過去資料はJPCERT/CCから提供するが、検討内容から各課題の関係性や根本的な要因について、課題の再整理を実施すること
- JPCERT/CCの運用実態については、必要に応じてヒアリングを実施すること
- 2022年度アンケート調査結果については、再分析を実施すること

(イ) 整理する課題と仮説設定について

- 脆弱性情報の届け出の受理から公表までのプロセスに関する課題を整理すること
- 自社の脆弱性対応組織（PSIRT等）と関連会社（下請、調達先等）の脆弱性対応組織間の連携に関する課題を整理すること
- その他脆弱性対応組織に関する業務課題についても整理すること
- 各課題に対する原因について仮説を設定し、ヒアリング項目に反映すること

(2) 脆弱性対応時の製品開発者に対するヒアリング調査

脆弱性対応を行う製品開発者（主にPSIRT）を対象として、以下に示すヒアリング調査を行う。本調査は効果的に実施できるように、適切な調査対象の検討やヒアリング項目の作成を行い、取りまとめた結果がガイドラインの改善および製品開発者の脆弱性対応において有用なものとなるようにすること

なお、ヒアリング調査の対象および実施方法については、JPCERT/CCと協議の上決定すること

(ア) ヒアリング調査先・規模について

- ヒアリング調査先は、2022年度調査事業で回答が得られた製品開発者組織から選定し、JPCERT/CC と協議の上決定すること
- ヒアリング対象は10組織程度を想定すること

(イ) ヒアリング内容について

- ヒアリング内容は2022年度調査事業の内容を踏まえ、その実態・課題をより掘り下げることができるように設定すること
- ヒアリング内容は2022年度調査事業の回答結果に応じて調査対象組織ごとに調整すること。また、要点を絞ったものとする
- ヒアリング時の内容は議事録として記録し、後日確認できるようにすること

(ウ) ヒアリング結果の扱いについて

- 各調査先へのヒアリング調査後は、回答内容の確認および整理を実施した後、その内容をJPCERT/CCへ共有すること
- ヒアリング調査後は、回答結果を集計した後、その集計結果および集計表をJPCERT/CCへ共有すること
- 調査先・回答者リストおよびヒアリング調査を通じて知り得た情報については、個人情報保護法に抵触しないよう、適切な措置を実施すること

(3) ヒアリング結果の分析および課題解決策の検討

2022年度調査事業のアンケート回答結果および本年度実施するヒアリング調査から、脆弱性対応時における製品開発者の課題を明確にした上で、その課題の解決策を検討すること。また、脆弱性対応の関係者（PSIRT、製品開発者等）に対して、より具体的な課題点とその対応施策を提示すること

(ア) 結果分析と課題解決策の検討について

- ヒアリング内容を含めた調査結果の分析は、受託事業者が実施し、JPCERT/CCと協議した内容も分析結果に反映すること

- 課題解決策は、既存のPSIRTフレームワーク（PSIRT Services Framework等）を踏まえた上で、ツールやソリューション等を用いた技術面での解決策と、組織の体制やポリシー、ガバナンス等による運用面での解決策等、複数の観点で検討すること

(イ) 具体的な施策の検討

- 調査結果から得られる脆弱性対応事例をもとに、脆弱性対応時のベストプラクティス案を検討すること
- 調査結果から得られる脆弱性対応事例が不明瞭もしくは情報が不足している場合は、JPCERT/CCと協議の上、追加ヒアリングも検討すること

(4) ベストプラクティスの作成（ドキュメンテーション）

ベストプラクティスは全体版と、全体版の要旨をまとめた概要版を作成すること。また、以下の項目を含むこと

(ア) ベストプラクティス（全体版）

- 製品開発者が脆弱性を認識（外部からの報告または自社検出）してから脆弱性情報公開までの対応フローを取りまとめること。対応フローの取りまとめる際には、既存のPSIRTフレームワーク（PSIRT Services Framework等）への参照も可能とすること
- 対応フローの各項目における具体的な課題点や注意点を抽出し、各ポイントに対するベストプラクティスを提示すること

(イ) ベストプラクティス（概要版）

- ベストプラクティス（全体版）の概要版として、特に重要となるポイントを抽出したものとすること

(5) 報告書の作成

報告書には以下の内容を含めること

(ア) ヒアリング調査の質問項目および回答結果

(イ) ベストプラクティスの作成結果報告

(6) 作業全般

(ア) スケジュール管理について

- 手法、日程等に無理がなく、実現性のあるスケジュールを作成し、JPCERT/CCに提出すること。また、スケジュール通りに事業が遂行するよう作業者に指示し、スケジュール管理を行うこと
- 進捗状況を定期的にJPCERT/CCに報告すること
- やむを得ない状況や調査の質の確保等のため、スケジュールの遅延や変更が予測される場合、対応策とともに速やかに JPCERT/CCに報告し、協議の上対処すること

(イ) 打合せについて

- 作業報告や作成物（ヒアリング結果、報告書等）のレビュー等、必要に応じて打合せを実施し、JPCERT/CCに状況を共有すること
- 打合せ場所はJPCERT/CCが指定する場所、もしくはリモートでの開催も可とする

- 各協議の決定事項や打合せ内容については議事録や議事メモ等を作成し、JPCERT/CC と共有すること

(ウ) 納入物件について

- 各納入物件については、あらかじめそれらの記述項目、記載内容、フォーマット等に対してJPCERT/CCの了解を得ること

4. 入札要件

- (ア) PSIRT/CSIRTやサイバーセキュリティに関する知見を有していること
- (イ) 過去にサイバーセキュリティに関する調査案件を行った経験を有すること
- (ウ) 「情報セキュリティ早期警戒パートナーシップガイドライン」およびPSIRTフレームワーク (PSIRT Services Framework等) について十分な理解があること
- (エ) 公的機関 (政府系および独立行政法人等) における研究会等の事務局の実施経験があること
- (オ) ヒアリング調査およびドキュメンテーションに関する十分な知識、スキルがあること

5. 実施期間

契約締結日から2024年2月15日まで

6. 成果物 (例)

調査報告書 (電子データ) 一式

7. 納入場所

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町 4-4-2 東山ビルディング 8階
JPCERT コーディネーションセンター

8. その他

- (ア) 「情報セキュリティ早期警戒パートナーシップガイドライン」の参照先
https://www.jpcert.or.jp/vh/partnership_guideline2019_r2.pdf
- (イ) 本調査の過程で得るローデータや会議資料等は、JPCERT/CCの許可なく他に利用しないこと
- (ウ) 受託事業者は保護すべき情報や個人情報の取り扱いに留意し、情報漏えい防止対策や情報の暗号化等適切に情報セキュリティ対策を実施すること
- (エ) 一時的にJPCERT/CCから提示する未公開情報や個人情報等は、契約中／契約終了後の如何に依らず、不要になった時点で適切に削除するとともに、JPCERT/CC に確認を取ること
- (オ) 納入物件に関する著作権は、受託事業者または国内外の第三者が従前から保有していた知的財産権を除き、調査事業完了の日をもって、JPCERT/CCへ自動的に移転するものとする
- (カ) 納入物件に、受託事業者または第三者が従前から保有する知的財産権が含まれている場合は、前項に規定する移転の時に、受託事業者はJPCERT/CCに対して非独占的な実施権、使用权、第三者に対する利用許諾権 (再利用許諾権を含む) 、その他一切の利用を許諾したものとみなす

- (キ) 受託事業者は、前項に基づきJPCERT/CCに権利が移転した著作物をJPCERT/CCまたはJPCERT/CCがその利用を承諾した者が利用することに関して著作者人格権を行使しないものとする

JPCERT/CCにおける入札は当該箇所につき以下の予算決算および会計令（国による歳入徴収、支出、支出負担行為、契約等について規定したもの）を準用して行うこととする。

予算決算および会計令（抜粋）

（昭和22年4月30日勅令第165号）

（一般競争に参加させることができない者）

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第71条 契約担当官等は、次の各号の一に該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、または物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 公正な競争の執行を妨げたときまたは公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を結ぶことまたは契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 監督または検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結または契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。